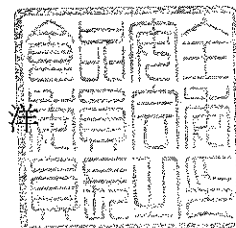


府 食 第 5 2 号
令 和 元 年 5 月 2 8 日

農林水産大臣
吉川 貴盛 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

令和元年5月21日付け31消安第625号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、以下のとおり回答します。

記

今回意見を求められた、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）第3条第1項の規定に基づき、アスタキサンチン、 β -アポ-8'-カロチン酸エチルエステル及びカンタキサンチン（以下「色素」という。）を含む飼料の成分規格及び表示の基準を改正することについては、最終製品（家畜等（飼料安全法第2条第1項に規定する「家畜等」をいう。以下同じ。）が直接摂取する飼料をいう。以下同じ。）の色素の含有上限濃度に関する規制を維持する一方で、最終製品への添加を目的とする原材料については、色素の含有濃度の表示を行う管理措置を講じた上で、色素の上限濃度規定の適用を除外するものである。

近年の色素の使用実態を考慮した場合、最終製品に上限値を超えた濃度の色素が添加されることは生じにくく、また、飼料添加物として上限値を超えた色素を含む飼料が家畜等に給与された事例はこれまでにない。これらを踏まえると、飼料に関し適切な規制が実施されている場合にあっては、今回の管理措置の変更によって、家畜等が摂取する色素の状況が大きく変化することは想定されない。

以上から、本改正によって人の健康に及ぼす影響が変わるものではなく、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。